

公 告

不用品（古紙）の売払いに係る契約を制限付き一般競争入札により実施するに当たり、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定により公告する。

令和3年3月3日

青森県知事

記

1 入札に付する事項

- (1) 品 名 古紙
- (2) 予定数量 年間 195,000kg
- (3) 規格等 9に定める入札説明書による。
- (4) 契約期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- (5) 契約方法 古紙1kg当たりの単価契約
- (6) 引渡方法等 仕様書のとおり

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

ア 政令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 青森県財務規則（昭和39年3月青森県規則第10号）第128条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。

ウ 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札に参加する者の資格等に関する要領（平成11年6月30日施行）第5で規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）に登録されている者であること。

エ 県内に本店を有する者であること。

オ 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成12年1月21日施行。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、制限付き一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。

カ 競争入札参加資格者名簿に登載された日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第9号から第16号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。

キ 古物商許可証又は一般廃棄物処理業（収集運搬）許可証を有する者であること。

ク 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）でないこと。

(2) 入札に参加する者に必要な資格の確認

制限付き一般競争入札に参加しようとする者は、制限付き一般競争入札参加資格確認申請書を原則として

持参により提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。

ア 提出期限 令和3年3月12日（金） 12時00分

イ 提出場所 青森県青森市長島一丁目1番1号

青森県出納局会計管理課物品調達グループ（青森県庁舎南棟1階）

3 契約条項等を示す場所等

(1) 契約条項等を示す場所 2の(2)のイに定める場所に同じ。

(2) 契約条項等を示す期間 令和3年3月3日から同月18日まで

4 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時 令和3年3月19日（金） 13時30分

(2) 場所 青森県青森市長島一丁目1番1号

青森県庁舎南棟1階 会計管理課入札室

5 入札保証金及び契約保証金に関する事項

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

入札書に記載する金額は古紙1kg当たりの単価によるものとし、予定価格以上の価格で、かつ、最高の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。落札決定に当たっては入札書に記載された金額をもって落札金額とするので、消費税及び地方消費税（税率10%）相当分を含めた金額（小数点第3位以下の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を入札書に記載するものとする。

8 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から7日以内に契約を締結する。

9 入札説明書

この公告に記載された事項に係る詳細については、入札説明書によるものとする。

(1) 交付場所 2の(2)のイに定める場所に同じ。

なお、青森県出納局会計管理課ホームページにおいて公開する。

(2) 交付期間 3の(2)に定める期間に同じ。

10 本公告に関する問合せ先

青森県 出納局 会計管理課 物品調達グループ

電話 017-734-9105